

部会における意見整理表

知床世界自然遺産条例案（仮称）骨子	部会における個別意見 ※ 丸数字は、部会回数。③及び④は、地域意見交換会参加 者からの意見。	部会意見
I 総則 1 目的 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに関係団体、道民及び知床に来訪する者（以下「道民等」といいます。）並びに事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とします。	<p>【対象エリアの拡大】</p> <p><賛成意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ②シマクロウの餌場が遺産区域外にあることも考慮すべき。 ②ホロベツ川の右岸と左岸で遺産区域が分かれているが、両岸で同様の対策が必要。 ⑤隣接地でのマナー違反等に対して、「条例の対象エリアなので注意してください」等と言える効果は大きい。 ⑤エリアを広げることで、隣接地のPR効果が生まれ、観光振興上も（利用面でも）プラス面が大きい。 ⑤広げた方が、隣接地も、条例で規定する「財政上の措置」の対象となる。 <p><反対意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ②遺産区域の利用とそれ以外の区域の利用ではルールが違うので、区域は分けるべき。 ⑤隣接地での新たな利用が、エコツーリズム戦略に基づくしばりがかかるなど、促進されにくいものになっては困る。 ⑤隣接地を対象としても効果は少ないと思われるにもかかわらず、利用が促進されにくくなるというマイナス面がある。 ⑤遺産区域と同様の保護がかかると誤解する道民や町民ができるのでは。 <p><境界に関する意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ②広げすぎても難しい問題になるので、条例の対象は遺産区域としながら、見なし規定で、遺産区域に影響のあるすぐ周辺 	<p>●隣接地も本条例の対象とするこ と。ただし、次の点に留意するこ と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 条例の運用等において、不要 に隣接地の利用を制限しない こと。 ② 対象となる隣接地は、知床半 島エゾシカ保護管理計画の対 象範囲と概ね同じ範囲をイ メージできること。 <p>【部会案】</p> <p>知床世界自然遺産とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された知床の区域及び当該区域と一体として保全しなければ、遺産区域の生態系、生物多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼす隣接地の区域（以下単に「隣接地」という。）をいう。</p> <p>※「2 定義」に規定。</p>

	<p>部も適用されるような方法もあるのでは。</p> <p>②周辺地域としては、斜里町と羅臼町の区域とするのも一案。</p> <p>⑤PR効果を考えたとき、エリアは広い方が良い。</p> <p>⑤境界は、はっきりしていた方がわかりやすい。</p> <p>⑤本条例の性質（罰則のある規制ではなく、基本条例的なもの）を考えたとき、ここから一步外に出たら関係ないとならないよう、明らかな線引きはせずに、概ねの範囲がイメージできれば良いのでは。</p> <p>⑤厳しい規制ではないことを理解いただく上でも、区域の明確な限定はしないほうが良い。</p> <p>⑤イメージとしては、知床半島エゾシカ保護管理計画で対象としているエリア。</p> <p>【保全等の対象の明確化】</p> <p>④本条例の対象の中心が「生物多様性」と「生態系」であることを明確に。</p> <p>→ 定義規定で明確にされる予定。また、条例の前文においても、「生物多様性」と「生態系」が語られる予定。</p>	
2 定義 必要な用語を定義します。 ※次の用語を予定。 <ul style="list-style-type: none">・ 知床世界自然遺産 　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された知床の区域をいう。・ 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用 　知床世界自然遺産の自然環境を保全すること及び知床世界自然遺産において、生態系、生物多様性その他の自然環境の状態が維持される方法で、観光旅行、余暇活動、事業活動その他の活動を行うことをいう。・ 関係団体 　主として、知床世界自然遺産及びその周辺地域の自然環境に関		

する調査研究、自然保護の普及啓発その他の自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。		
<p>3 基本理念</p> <p>知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、次の事項を基本として推進されなければならないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国、道、関係市町村及び関係団体の緊密な連携並びにこれらの機関と道民等及び事業者との協働の下に行われること。 ② 生態系の状況等について定期的な調査研究が行われ、その結果を知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するための取組に順応的に反映させる方法により対応されること。 ③ 陸域及び海域における取組が総合的に行われること。 ④ 原生的な自然環境が保全されている地域と人為的な活動が行われつつ、自然環境の状態が維持されている地域との区分の下に行われること。 ⑤ 知床世界自然遺産以外の地域において、自然環境を保全し、及び人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されるよう取り組んでいる者並びに知床世界自然遺産の生態系に影響を及ぼす可能性のある地域の関係者との広域的な協力の下に行われること。 ⑥ 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の継続的な育成及び確保が図られること。 	<p>【利用者の義務の追加】</p> <p>①基本理念の文言は、行政の計画である管理計画から落とし込まれており、大事ではあるが、加えて、「関係者の役割」にある道民や来訪者などの利用者の役割も、何か基本理念を入れる必要がある。その部分が、管理計画では定まっていない。</p> <p>①法的なバックアップのない既存の利用者向けの各ルール（守ってほしいことなど）について、基本理念か、各主体の役割に、これらルールの法的根拠となるような文言を入れていただけると、現場としてはありがたい。</p> <p>①利用者に守ってもらいたいことはたくさんある。条例は、すべてを盛り込むというものではないと思うが、代表的なものを整理して、そのようなものが含まれていることがわかるように。</p> <p>①例えば、「野生鳥獣や自然環境に悪影響を及ぼす行為は行わないものとする」とか。</p> <p>②「道民等の役割」においても、これに相当する内容を盛り込むべき。 → 既に、骨子3①後段で道民等（利用者を含む。）との「協働」を謳い、骨子6(3)で、更に、「自然環境の保全に支障を及ぼす行為」が規定されている。</p> <p>【担い手の育成の追加】</p> <p>①管理計画にない人材や担い手の育成というのもも、理念でも盛り込むべき重要なもの。単に、道の施策として行うのではなく、総括的なものとして入れるべき。</p> <p>②例えば、「将来にわたって、さらに持続するための教育活動・育成を進める」など。</p> <p>②「教育」という文言が良いのでは。</p>	

②「教育」は「人材育成」と重なる部分があって、非常に幅広くなるが、理念では、将来、この地域を守っていく中核になる人材を規定すべき。
②「担うための人材育成」なので、まずは「担い手育成」として、たたき台の作成を。
→ 既に、骨子3⑥に反映されている。

【エコツーリズムの推進の追加】

②もっと、積極的な利用を図っていく旨も表明すべき。
②エコツー戦略にその理念が書いてあるので、それを取り入れては。
⑤エコツー戦略の「戦略の目的」の「自然環境を保全しその価値を向上しながら知床らしい良質な自然体験を提供」の文言を使用しては。

【他地域への貢献の追加】

⑤「知床の取組が先進的モデルとなり、北海道及び全国の自然環境保全と適正利用推進に貢献する役割を果たすものとする。」と追加しては。
⑤に入る際、「北海道」は強調しつつも、海外もあるので「全国」という枠をかける必要はない。

【道民等の理解の増進の追加】

⑤道の施策としてだけではなく、理念としても、自然遺産として登録された価値に対する道民等の理解の増進が図されることを規定すべき。

●エコツーリズムを推進する旨の理念を規定すること

【部会案】

知床世界自然遺産の自然環境を保全し、その価値を向上しながら、この地域らしい良質な自然体験を提供するための取組が推進されること。

●この地域の取組が先進的なモデルとなり、道内はもちろん、道外の他地域にも貢献する役割を果たすことを規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産における先進的な取組が、自然環境の保全に取り組んでいる道内その他地域に広がるよう図られること。

●道民等の理解の増進が図されることを規定すること。

【部会案】

知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値に対する

		道民等の理解の増進が図られること。
<p>4 道の責務</p> <p>(1) 基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。</p> <p>(2) 道民等及び事業者の知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を促進し、国、市町村等が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の支援に努めるものとします。</p> <p>(3) 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国に対し、必要な援助及び協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとします。</p> <p>(4) 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村、関係団体等で構成される会議等において合意された事項を尊重するよう努めるものとします。</p>	<p>【遺産管理者としての責務があることの明記】</p> <p>①「遺産管理者の一人として、その責務を十分に果たすこと」を盛り込むべき。</p> <p>②遺産管理者としての役割（管理計画で道が担うこととなっているもの）も記載しては。</p> <p>③遺産管理の全体に責任を持つということなので、管理計画にある個々の項目は意味がないのでは。</p> <p>④遺産管理者の責務は、リーダーシップを發揮するなどの大きな意味。</p> <p>【積極的に推進する責務があることの追加】</p> <p>⑤骨子4(1)で「総合的かつ計画的に推進」とあるが、「積極的」を加えるなど、より積極性を出した方が良い。</p> <p>【特に隣接地で責務を果たすことの追加】</p> <p>②遺産周辺地域の保全・利用のためにも役割を果たすことを盛り込むべき。</p> <p>④隣接地の課題は道が中心となるべき。その役割を明確に。</p> <p>④隣接地に力を入れていただきたい。そういう意味で、道独自に「知床」の範囲を定めて良いのでは。また、知床の取組を全道に広げていく構えで。このため、「世界自然遺産条例」ではなく「知床条例」として、もっと広い範囲を対象とすべき。</p> <p>⑤隣接地において特に主体的に責務を果たすことを明確に。</p> <p>【道有資産に対する責務の追加】</p> <p>①ルシャ地区などの「道有地の保全と管理に万全を尽くすこと（道のモニタリング調査等は、道有地を優先すること）」を盛り込むべき。</p> <p>②道有地だけでなく、道の施設や道が設置に関わった施設も。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産管理者の一人としての責務があることを明確に規定すること。 ●より積極的に推進する責務があることを規定すること。 ●特に、知床世界自然遺産の隣接地の保全及び適正な利用の推進において責務を果たすことを規定すること。 <p>【部会案】</p> <p>環境省及び林野庁とともに、知床世界自然遺産を管理する責任のある一者として、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を積極的、総合的かつ計画的に推進するものとします。この場合において、特に隣接地における取組を主体的に推進するものとします。</p> <p>●道有地や道有施設・設備の保全管理に万全を尽くす責務があることを規定すること。</p> <p>【部会案】</p> <p>道が所有する土地における施策の充実並びに道が設置し、又は</p>

		<p>管理している施設又は設備の充実及び維持に努めるものとします。</p> <p>●保全と利用の両立に向けた関係者間の調整役を務める責務があることを規定すること。</p> <p>【部会案】 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の両立に向けて、知床世界自然遺産の関係者間の調整を図るものとします。</p>
	<p>【関係者間の調整を担う責務の追加】</p> <p>②保全と利用の利害が対立する部分もあるので、道は、その調整に積極的に関与することを盛り込むべき。</p> <p>【科学委員会等決定事項の遂行の追加】</p> <p>②科学委員会の仕組みの中で決定した事項をできるだけ速やかに実行に移すことを規定すべき。 → 既に骨子4(4)に反映されている。ただし、科学委員会は助言機関であるため、当該助言を尊重するという趣旨で規定。</p> <p>【会議等に専門家が入ることの明確化】</p> <p>⑤骨子4(4)の「国、関係市町村、関係団体等で構成される会議等」は、科学委員会や適正利用・エコツーリズム検討会議も対象であるので、「国、関係市町村、関係団体等」に「専門家」等を入れるべき。</p>	<p>●国、関係市町村、関係団体等で構成される会議等において合意された事項を尊重する規定において、当該会議等に専門家が入っていることを明確にすること。</p> <p>【部会案】 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村、関係団体、専門家等で構成される会議等において合意された事項</p>

		を尊重するよう努めるものとします。
5 関係団体の役割 基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するよう努めるものとします。	<p>【関係団体の対象の明確化】</p> <p>②対象が知床財団であることがわかるよう、「知床財団」や「公益財団法人」と規定すべき。</p> <p>②定義でも良いので、知床財団が担うということがわかるような条文にすれば良い。 → 定義規定で、知床財団の定義の内容が規定され、明確にされる予定。</p>	
6 道民等の役割 (1) 知床世界自然遺産の自然遺産として登録された意義並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとします。 (2) 知床世界自然遺産及びその周辺地域の住民は、日常生活において知床世界自然遺産の自然環境に及ぼす影響の回避又は低減に努めるとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとします。 (3) 観光旅行、余暇活動等が知床世界自然遺産の自然環境の保全に支障を及ぼすことがないよう配慮するものとします。 (4) 国、道、関係団体等が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとします。	<p>【文言の修正】</p> <p>②「知床の普遍的価値」という表現について、管理計画に合わせて「知床の顕著な普遍的価値」としては。 → 審議会の答申では「普遍的価値に対する理解」という文言が用いられていたが、法規審査部門から、「普遍的」は別の表現を用いる（又は定義する）よう指示があり、「自然遺産として登録された意義」へ修正されている。</p> <p>【理解を深める対象の修正】</p> <p>⑤骨子6(1)の「登録された意義」という表現について、道民等に理解を深めていただきたいのは、遺産の価値であるため、「登録された価値」とすべき。</p>	<p>●道民等が理解を深める対象を、「登録された意義」から「登録された価値」へ修正すること。</p> <p>【部会案】 知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとします。</p>
7 事業者の役割 (1) 相互の協力の下、知床世界自然遺産の自然環境に配慮した事業活動を行うよう努めるものとします。 (2) 知床世界自然遺産及びその周辺地域の事業者は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるも		

<p>のとします。</p> <p>(3) 国、道、関係団体等が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとします。</p>		
<p>II 基本的施策</p> <p>(施策の基本方針)</p> <p>※ 環境審議会の答申では、「施策の基本方針」が記載されていたが、法規審査部門から、「当たり前の内容なので削除すべき」との意見が付き、骨子では削除されたところ。</p>	<p>【基本方針の追記】</p> <p>②「道として基本理念を遂行するために、施策を誠実に行う」等の方針はあった方が良い。</p> <p>②当たり前の内容でも、入れられるものは入れた方が良い。 → 「誠実に行う」は、他の条例との関係で規定されないと思われ、他に良い方針の案があれば、伺いたい。</p>	
<p>8 知床世界自然遺産地域管理計画に基づく施策の推進</p> <p>道は、知床世界自然遺産地域管理計画（平成21年12月に環境省、林野庁及び文化庁並びに道が共同して知床世界自然遺産の管理について定めた計画（同計画の変更があったときは、その変更後の計画。）をいう。）に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進することとします。</p>	<p>【知床世界自然遺産地域管理計画に基づくことの明確化】</p> <p>①環境省、林野庁、道などで策定した既存の管理計画について、書き方の問題かもしれないが、どこか他所で作ったように聞こえるので、道の管理計画に位置づけるということを明確にしたらどうか。 → 既に表現が修正されている。</p> <p>【個別計画にも基づくことの明確化】</p> <p>②管理計画の下にある計画や方針にも基づくことを明確にすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「知床世界自然遺産地域管理計画」だけでなく、その下位に位置づけられる「海域管理計画」、「エコツーリズム戦略」等の計画にも基づくことを明確に規定すること。 <p>【部会案】</p> <p>知床世界自然遺産地域管理計画（同計画に基づく個別の計画等を含む。）に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進することとします。</p>

<p>9 道の施策の策定等における配慮</p> <p>(1) 道は、知床世界自然遺産の開発、整備その他の知床世界自然遺産に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図る見地から、知床世界自然遺産の自然環境への影響について十分配慮するものとします。</p> <p>(2) 道は、定期的に、知床世界自然遺産における自然環境、人為的な活動等の状況の変化を勘案し、知床世界自然遺産に関して策定し、又は実施した施策の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p>		
<p>10 国、市町村等の意見等の反映</p> <p>道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に、国、市町村、関係団体その他の団体、道民及び事業者の意見及び提案を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。</p>		
<p>11 来訪を促進するための措置等</p> <p>道は、知床世界自然遺産の自然遺産として登録された意義並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解を深めるため、知床世界自然遺産への来訪を促進するための措置、知床世界自然遺産の自然に触れる機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>【道民等の理解の増進の個別化】</p> <p>①利用者向けの働きかけを、道が主体になって行うという積極的な書きぶりを、適切な場所に盛り込んでいただきたい。 ⑤道民等の理解の増進は大事なので、個別に規定すべき。 ⑤情報の発信も、この範疇に入る。</p> <p>【来訪を促進する具体策の明確化】</p> <p>②世界の人達に見てもらうことが大事。 ②修学旅行などで、道内の子供達に自然体験を提供するとか。 ②子供達に何らかの形で知床を体験させるとか、世界からの体験観光をどのように誘導するのかというところを含めて、どういう施策を積極的にやるのか、わかりやすく明確に。</p>	<p>●道民等の理解を深めるための施策について、来訪を促進するための措置等とは別に規定すること。 【部会案】 知床世界自然遺産の自然遺産として登録された価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解を深めるため、情報の発信その他必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>●来訪を促進するための措置について、具体的な施策を規定すること。その際、子供達に対するもの及び国外に対するものを含めること。</p>

<p>12 道民等及び事業者の取組の促進等</p> <p>道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、道民等及び事業者の取組を促進し、並びに国、関係市町村及び関係団体が実施する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>【情報の積極的な発信の明確化】</p> <p>②「情報の共有」について、もっと積極的な発信が必要。 ②「共有」には道民も入っているとは思うが、関係者間のみに見えてしまう。 → 審議会の答申では「情報の共有」となっていたが、法規審査部門からの意見で「情報の提供」へ修正されている。</p>	
<p>13 体制の整備</p> <p>道は、国、関係市町村、関係団体等と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとします。</p>	<p>【道職員の適正配置の明確化】</p> <p>⑤環境審議会からの答申や地域意見交換会で職員の配置に関する意見が出ており、より明確な記載をすべき。例えば「職員の適切な配置等の」という例示を入れられないか。</p>	<p>●職員を適正に配置することを明確に規定すること。 【部会案】 国、関係市町村、関係団体等と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制（職員の適正な配置を含む。）を整備するものとします。</p>
<p>14 担い手の育成及び活用</p> <p>道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の育成及び活用のために必要な措置を講ずるものとします。</p>		
<p>15 調査並びに科学的知見等の集積及び共有の推進</p> <p>道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を適切に推進するため、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する調査を定期的に行うとともに、国、関係市町村及び関係団体と緊密に連携し、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する科学的知見等の集積及び共有を図るものとします。</p>		
<p>16 関係法令等に基づく措置</p> <p>(1) 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の確保を図るため、この条例に基づく施策のほか、漁業法、森林法その他関係法令に基づく措置その他必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>(2) 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、自然環境保全法その他関係法令に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう要請す</p>		

ものとします。		
17 財政上の措置 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。		
○ その他（骨子の項目に該当しないもの）	<p>【外国人対策の追加】 ②外国人対策について、すべての項目に関わっているので、新たな項目を立てても良いのでは。</p> <p>【他地域への貢献に関する施策の追加】 ⑤基本理念に他地域への貢献を規定するのであれば、道の施策としても規定すべき。</p> <p>【規制の導入】 ③規制を導入するものと期待していた。 ④罰則がなくても、「道民等の役割」に規定された内容に違反する行為は、条例違反と言って良ければ、条例制定の意義は大きい。 → 罰則を有する規制の導入は、地域の総意には至っていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人に対する施策について規定すること。 <p>【部会案】 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するに当たっては、外国人が訪れるために配慮するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この地域の取組を他地域へも波及させる施策について規定すること。 <p>【部会案】 知床世界自然遺産における先進的な取組を、自然環境の保全に取り組んでいる道内その他地域に広げよう努めるものとします。</p>

○その他（条例制定後の事業など、条例に盛り込む内容以外の意見）	<p>【具体的な施策の提示】</p> <p>⑤何をやるのか、よく見えない。条例に規定できないのであれば、例えば、道独自の計画を作ることにしてはどうか。</p> <p>⑤計画とまでいかなくても、条例制定後の展望を示すなどしてはどうか。予算措置の問題もあるので確定したものでなくとも、目標とか、方針とか。</p> <p>⑤実現するかどうか別として、可能な範囲で、こういう方向を目指すなどの発言があれば、皆さんか納得する。</p> <p>⑤条例制定後のビジョンを示すなど、条例を作つて終わりということにならないようにしていただきたいというのが皆さんのが願い。</p> <p>⑤条例を活かしてもらいたい。</p> <p>⑤部会意見の最後に付帯意見として載せましょう。</p> <p>【ガイドの育成】</p> <p>③ガイドの育成を推進するような条例に。</p> <p>③ガイドが必要な場所で必要な知識を常時勉強できる体制を。</p> <p>③ガイドがお客様を自社の車で送迎できる特区を。</p> <p>【道有施設】</p> <p>③道が設置している羅臼温泉園地の木道が破損しており、その補修などを優先して行っていただきたい。</p> <p>④道の管理や遊歩道の管理をぜひお願いしたい。</p> <p>④道は隣接地域をがんばることとし、遺産地域内の五湖の地上歩道は環境省に引き受けてもらっては。</p> <p>【普及啓発】</p> <p>③教育活動・周知といったものについて、町内、地元では我々で取り組めるが、道内広い地域、札幌方面では、道にお願いしたい。</p> <p>④小中学生が理解できるような啓発資材が必要。英語版等も。</p>	<p>●付帯意見</p> <p>条例を制定して終わりとならないよう、制定後のビジョンを示すとともに、この条例を活かせるよう最大限努力をすること。</p>
---------------------------------	---	---

	<p>④(下記事例を引用し)このような環境や知床について考えてもらう簡単な機会を提供する必要がある。また、このような事例であれば、財源を確保する仕組みづくりにもつながる。</p> <p><事例></p> <p>通常のナンバープレートは5ドルであるが、彩り豊かなプレートは25ドルとして、20ドルは環境保全活動に寄付されるアメリカの一州の事例を引用。</p> <p>【地域への職員の配置】</p> <p>④素早く対応できるよう地元に人員の配置を。</p> <p>【補足説明資料】</p> <p>④IUCNの勧告に「地域経済なくして自然保護はない」という考え方方が含まれており、その辺りを説明する資料を。</p> <p>④「道民等の役割」の解説で、「野生動物への接近などを行わないよう配慮」とあるが、特に問題なのはヒグマなので、その旨を例示すべき。</p>	
○その他（「世界自然遺産・知床の日」に対する意見）	<p>【繁忙期を避ける意見】</p> <p>③7月17日は単に遺産委員会で決められた日にちに過ぎず、あまり意味はない。</p> <p>④7月17日は繁忙期であり、この日を記念日とすることは反対。</p> <p>④観光目的ではないといつても話題に上るので、時期をずらしてお客様の平準化を。</p> <p>【流氷にからめた日とする意見】</p> <p>④遺産の意義を知るという意味でも、知床の生態系は流氷から始まるので、流氷の着岸日とすることもあり。</p> <p>④クライテリアとしての意味からいっても、流氷から派生している生態系ということで、流氷に原点があるので、流氷の着岸日の平均などの方が良いと考える。</p> <p>⑤知床の生態系が流氷に支えられていることの理解の増進を</p>	<p>●地元の繁忙期以外の時期で、道民等が、知床が世界自然遺産に登録された価値を再確認するに相応しい日にちとすること。</p> <p>【部会案】</p> <p>知床世界自然遺産の価値として評価された生態系及び生物多様性を支える流氷にちなんだ冬期間の日</p> <p>例：1月28日 (遺産登録年のウトロにおける流氷初日(※))</p> <p>1月30日 (遺産登録年のウトロに</p>

図るとともに、冬期のPR効果もあるので、非常に良い。

⑤流氷がこれから来るという1月の方が話題にあがつて良い。

⑤1月は色々あるので2月の方が良い。

⑤流氷のある確率が高い2月の方が良い。

⑤2月1日など、覚えてもらいやすい日が良い。

⑤（気象庁や海上保安庁に良いデータがないことについて）知床財団と斜里町立博物館で、ウトロと斜里における流氷初日と着岸日のデータを持っているので、活用しては。

【その他意見】

④隣接地域に力を入れていただきたい。そういう意味で、道独自に「知床」の範囲を定めて良いのでは。また、知床の取組を全道に広げていく構えで。このため、「世界自然遺産・知床の日」ではなく「知床の日」としてもっと広い範囲を対象とすべき。

④一般の方に知ってもらうという意味では、語呂合わせ（4月15日）の方が良い。

おける流氷接岸初日
(※))
※ 斜里町立知床博物館
ホームページより